

しかし、それらの救済制度の構築を待っている間にも、危険運転致死傷罪になるような事故により死傷する人は次々と現れます。

そこで、私たちがやるべき事は、早急に自助努力による対策を講じることです。

まずは、個人で加入している自動車保険に「人身傷害補償保険」のフルカバータイプを付けることです。（保険会社により補償内容に温度差がありますので必ず確認してください）

人身傷害補償保険はその車に搭乗中のみならず、同居の家族が歩行中、自動車事故によりはねられ、死傷した場合でも、保険金額（補償金額）を限度に補償の対象となります。

平成17年5月22日に仙台市で、仙台育英高校のウォークラリー行事中の列に、酒酔いで居眠り運転の車が突っ込んで来た事故がありました。

3人の生徒が死亡し、22人もの生徒および先生が重軽傷という痛ましい事故でした。

裁判では、危険運転致死傷罪が適用されました。

この事故の加害車両は無保険でしたので対人賠償保険金は支払われませんでした。

加害者には、賠償金を払うだけの財力も無いために、学校全体で募金活動を実施したそうです。この場合でも、同居の家族の自動車保険に人身傷害補償保険が付いていれば、その保険から保険金額を限度に支払うことができます。（実際に支払ったそうです）

人身傷害補償保険は比較的安い保険料で、大きな安心（無制限補償の保険金額設定もあります）を享受できる合理的な保険です。

また、生命保険や家族傷害保険等の補償対策をしておくことにより、少なくとも経済的なリスクの軽減や、解決に結びつくものと思います。

最後に、危険運転致死傷罪の加害者になることは、たった1回の事故で、刑法上、民法上、道路交通法上の重大な責任を負わされ、それに保険というリスク移転手法が使えない可能性があれば、その家庭の経済的破たんは容易に推測されます。

企業においても、業務中に上記の事故が発生した場合、対人保険による支払いができない場合には、その企業の財務的負担は相当重いものになる可能性があります。

役員はもちろん、従業員の皆さんにも、リスクの大きさ、事の重大さを十分に承知してもらおうことが重要となります。

たった一回の事故により、かかわったすべての人が不幸になるようなことは絶対避けなければなりません。

2. 雪による被害はありませんか

昨年からの豪雪により、建物の損害が多くなっています。

落雪により、屋根や雨樋が壊れた例が報告されています。

損害保険会社の火災保険では雪による損害は補償の対象となります。ただし、1構内で20万円以上の損害が発生したときとなります。

20万円の損害にならないと補償されませんが、20万円以上になると全額補償されます。

もし、みなさんのご自宅が雪により損壊した場合は、速やかにご連絡してください。

一部、共済では支払いの対象とならない場合もありますので、ご確認ください。

また、落雪により第三者の方にケガを負わせたり、物を壊したりしたときは、「個人賠償責任保険」（個人所有の住宅に限ります）がお役に立ちます。

事業を営んでいる方は、「店舗賠償責任保険」または「施設賠償責任保険」が該当します。

まだ、確定申告をしていない方には「雪害の雑損控除制度」もあります。

雑損控除の内容

※対象となる方と金額

雪害により住宅・家財に損壊等の被害を受けた方や雪害に直接関連したやむを得ない支出（災害関連支出）をした方で、以下の①または②に該当する場合が対象となります。

- ①「住宅・家財の損壊等による損失額」＋「災害関連支出」の金額が被害を受けた年度分の所得金額の10分に1を超える場合→その超過分の金額が対象
- ②「災害関連支出の金額」が5万円を超える場合→その超過部分の金額

【注意】

- i. 上記①と②の双方に該当する場合→いずれか多い金額が対象
- ii. 「住宅・家財の損壊による損失額」＝「被災直前の資産の時価」－「被災直後の資産の時価」－「保険金等で補填される金額」
- iii. 「災害関連支出」＝災害により滅失した住宅・家財を除去する費用や被害の拡大または発生を防止するため緊急に必要な措置を講じる費用

※災害関連支出の範囲

災害関連支出には「屋根の雪下ろし費用」も含まれます。実際に住宅の損壊の被害が生じていない場合でも対象となる場合があります。

【雪下ろし費用の具体例】

- i. 関連人件費
- ii. 除雪機械等の借上料
- iii. 町内会等の雪下ろし分担金
- iv. 雪下ろし関連消耗品購入代（スコップ、運搬用そり、スノーダンプ）
- v. 防護柵（雪囲い）

※雑損控除の対象となる年分

- ①住宅・家財の被害→被害が発生した年分の雑損控除の対象
- ②豪雪にかかわる雪下ろし費用→平成18年3月15日まで支出したものは平成17年度の雑損控除の対象にできる

※申告手続必要書類

- ①資産の明細 ②保険金・災害見舞金等の金額がわかるもの ③災害関連支出の明細
- ④源泉徴収票等申告必要書類 ⑤印鑑

※詳しくは、最寄りの税務署または税務相談室にご確認願います。

3. 投資入門講座

前回は投資信託を説明しました。今回は注目のREIT（リート：不動産投資信託証券）を説明したいと思います。

